

常任委員会

Q&A

Q 農業振興費の担い手支援育成事業について、人・農地プランに位置づけられた経営に対する支援の申請が2件ということだが、認定農業者が26名いる中で、申請方法に問題はなかったのか。

A 人・農地プランに位置づけられている方は、認定農業者15名、それ以外の方を含めて18名であるが、その方たち全員に要望調査ということで通知した。

しかし、この事業の経営体
育成支援については、まず融
資を受けることが必要であり、
さらに成果目標、経営の複合化
や法人化などの要件があるこ
とから、対象者が絞られ、最
最終的に2名の方の申請となっ
た。

Q 五霞町まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員など、どのように考えているのか。

A 会議の委員としては、農業や住宅関係、子育て関係などの各分野の専門的な方を考えている。また、委員のほかにもオブザーバーを置くこともできる。今後、総合戦略も5年間続き、新たな事業を計画することもあるので、有識者の方から意見をいただきながら進めていきたい。

Q 医療福祉費の支給制限について、改正内容は。

A 通称マル福制度とよばれているもの。平成28年10月から支給制限となる所得額の基

準が393万円から、622万円に
引上げられる。また、扶養の
加算額も1人当たり30万円から
38万円となる。

	改正前	改正後
所得基準	393万円	622万円
扶養の加算額	30万円	38万円

Q 今回改正したことによって、マル福の対象になる方はどのくらいか。

A 小児では、全体の96.4%の方が対象となる。また、妊産婦は、90.3%の方が対象となる。

Q 保育所における業務効率化推進事業補助金と児童クラブ環境改善整備推進事業補助金の内容は。

A 平成27年3月に法律改正があり、国からの指針で保育所の子ども一人一人の記録の管理などが厳しくなったことから、保育士の業務負担軽減を図る一環として、保育業務支援システムを導入するための費用の補助と、保育所内でのけが等の事故の判断をする際に使用するビデオカメラを

設置するための費用の補助である。児童クラブについても、同様の指針が設定され、データ管理のための費用を補助するもの。

Q こどもを守る110番の家プレート製作費について。

A 平成10年から事業を行っているが、経年によるプレートの劣化が激しいと指摘があった。また、現在267件の登録をいただいているが、新規の方の登録もお願いしたいことから、改めて意向調査を行い、ご協力いただける方にプレートを送付したい。なお、プレート製作費は、44万8千円で500枚を見込んでいる。



劣化したこどもを守る110番の家プレート